

島根県報

平成28年3月31日（木）
号外第76号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（ 税 務 課 ）	3
島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	3
特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	10
島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則	（ " ）	10
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則	（ " ）	11

公布された条例等のあらまし

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第49号）

1 規則の概要

行政不服審査法の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第50号）

1 規則の概要

(1) 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う規定及び様式の整理

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◇特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 規則の概要

行政不服審査法の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第52号）

1 規則の概要

行政不服審査法の施行に伴う次に掲げる規則の様式の整理

(1) 島根県核燃料税条例施行規則（平成16年島根県規則第97号）

(2) 島根県核燃料税条例施行規則（平成22年島根県規則第 8 号）

(3) 島根県核燃料税条例施行規則（平成27年島根県規則第16号）

2 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第53号）

1 規則の概要

地方税法等の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴う次に掲げる規則の規定及び様式の整理

(1) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成16年島根県規則第101号）

(2) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成22年島根県規則第10号）

(3) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成27年島根県規則第18号）

2 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第49号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第6号中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第50号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第17条の2の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第31条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条の表第1号左欄中「又は異議申立て」を削り、同号右欄中「審査請求（異議申立）書」を「審査請求書」に改め、同表第2号左欄中「又は異議申立て」を削り、同号右欄中「審査請求（異議申立）書」を「審査請求書」に改め、同表第3号左欄中「又は異議申立て」を削り、同号右欄中「審査請求（異議申立）取下書」を「審査請求取下書」に改め、同表第4号左欄中「又は異議申立書」を削り、同表第5号左欄中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、同号右欄中「裁決（決定）書」を「裁決書」に改める。

第3号様式中「60日」を「3か月」に、「第4条の」を「第2条の」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第5号様式中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第6号様式中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第7号様式から第10号の2様式まで、第14号様式及び第15号様式中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

第21号様式その1中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第21号様式その2中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第22号様式中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

第27号様式その1から第27号様式その10までの様式中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

第28号様式その1裏面中「60日」を「3か月」に、「30日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改める。

第28号様式その2裏面中「60日」を「3か月」に、「30日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改める。

第29号の2様式、第29号の4様式及び第33号様式中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

第34号様式中「60日」を「3か月」に、「30日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改める。

第35号の2様式、第36号様式、第37号様式その2、第38号様式、第41号様式、第45号様式から第46号の2様式まで、第48号様式及び第50号の4様式から第50号の7様式までの様式中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

第52号様式中「従って」を「したがって、」に、「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改める。

第53号様式、第54号様式、第56号様式及び第59号様式中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

第62号様式中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に、「提出すること」を「提出してください」に改める。

第66号様式中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に、「提出すること」を「提出してください」に改める。

第73号様式から第77号様式までを次のように改める。

第 73 号 様 式 (第 31 条 関 係)

審 査 請 求 書										
年 月 日 島根県知事 様	審 査 請 求 人		住 (居) 所 又 は							
			所 在 地							
	これらの代表 者、管理 人、 総代又は代理 人		区 分		1 代表者 2 管理人 3 総代 4 代理人 (該当するものの番号を○で囲 んでください。)					
			住 所							
		氏 名		⑩						
審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、 総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合										
審 査 請 求 に 係 る 処 分	処 分 項 目		1 賦課、 2 更正、 3 決定、 4 督促、 5 差押、 6 公売、 7 その他 (該当するものの番号を○で囲んでくだ さい。)							
	処分項目が 1、 2、3 の場合そ の処分に係る税 額等		年 度	期 (月) 別	税 目	課税標 準額等	税 額	過少申告 加算金	不申告 加算金	重 加 算 金
						円 ()	円	円	円	円
	処分項目が 4、 5、6、7 の 場合その処分の 内容									
処 分 庁										
処分のあったことを 知った年月日			年 月 日							
審査請求の趣旨及び 理由										
不服申立てができる こと の 教 示 の 有 無 及 び そ の 内 容			教示の有無	有・無	該当するものを○で囲んでください。 (下欄についても同じ。)					
			教示の内容		審査請求ができる旨			有・無		
					知事にできる旨			有・無		
			3 か月以内にできる旨			有・無				


備考 処分庁が知事の場合は 1 通、県民センター所長の場合は正副 2 通を提出してください。

第 74 号 様 式 (第 31 条 関 係)

審 査 請 求 書			
年 月 日	島 根 県 知 事 様	審 査 請 求 人	住 (居) 所 又 は 所 在 地
			氏 名 又 は 名 称 ㊟
		審 査 請 求 人 が、法 人 そ の 他 の 社 団 若 し く は 財 団 で あ る 場 合、総 代 を 互 選 し た 場 合 又 は 代 理 人 に よ っ て 審 査 請 求 を す る 場 合	
		こ れ ら の 代 表 者、管 理 人、 総 代 又 は 代 理 人	区 分 1 代 表 者 2 管 理 人 3 総 代 4 代 理 人 (該 当 す る も の の 番 号 を ○ で 囲 ん で く だ さ い。)
		住 所	
		氏 名	㊟
不 作 為 の 内 容 及 び 年 月 日	申 請 の 内 容		
	申 請 年 月 日	年 月 日	
	不 作 為 庁		

備 考 不 作 為 庁 が 知 事 の 場 合 は 1 通、県 民 セ ン タ ー 所 長 の 場 合 は 正 副 2 通 を 提 出 し て く だ さ い。

第 75 号 様 式 (第 31 条 関 係)

審 査 請 求 取 下 書			
年 月 日 島根県知事 様	審 査 請 求 人	住 (居) 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称	
<p style="text-align: center;">年 月 日に提出した</p> <p>に係る審査請求は、取り下げます。</p>			

第76号様式（第31条関係）

補正命令書	
指令第 号 年 月 日	
審査請求人	〔 代 表 者 〕 〔 管 理 人 〕 様 〔 総 代 理 人 〕
島根県知事 印	
年 月 日に提出された に係る審査請求については不適法であるので、次のとおり補正を命じます。	
1 補正を命ずる事項	2 補正書の提出部数 2（1）通
	3 補正書の提出期限 年 月 日 この提出期限までに補正書の提出がない場合は、審査請求を却下することがあります。

第 77 号 様 式 （ 第 31 条 関 係 ）

裁 決 書	
審 査 請 求 人 住（居）所及び氏名 （所在地及び名称）	
税目、期（月）別又 は 処 分	
主 文	
事 案 の 概 要	
主 張 の 趣 旨	
理 由	
年 月 日 付 け の 審 査 請 求 に つ い て 上 記 の と お り 裁 決 す る 。	
年 月 日	
島 根 県 知 事	
印	

第89号様式その1から第90号様式まで、第90号の3様式から第90号の5様式まで、第91号様式、第93号の5様式、第103号様式、第104号様式、第106号様式、第120号様式から第122号様式まで、第129号様式及び第133号様式中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

第136号様式中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に、「提出すること」を「提出してください」に改める。

第142号様式、第146号様式、第147号様式、第150号様式、第154号様式及び第155号様式中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

第171号様式中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第173号様式中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第51号

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4号様式から第6号様式までの様式中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第52号

島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則

(島根県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第1条 島根県核燃料税条例施行規則（平成16年島根県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第2号様式表面中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改める。

(島根県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第2条 島根県核燃料税条例施行規則（平成22年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2号様式表面中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改める。

（島根県核燃料税条例施行規則の一部改正）

第3条 島根県核燃料税条例施行規則（平成27年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3号様式表面中「60日」を「3か月」に、「行政不服審査法第4条」を「行政不服審査法第2条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第53号

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則

（島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正）

第1条 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成16年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第4号中「第15条第4項」を「第15条の2の2」に改める。

第1号様式、第9号様式、第13号様式、第15号様式、第17号様式及び第19号様式中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

（島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正）

第2条 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成22年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第4号中「第15条第4項」を「第15条の2の2」に改める。

第1号様式、第9号様式及び第13号様式中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

第15号様式中「60日以内に行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

第17号様式中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改める。

第19号様式中「60日以内に行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

（島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正）

第3条 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成27年島根県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第4号中「第15条第4項」を「第15条の2の2」に改める。

第1号様式、第9号様式及び第13号様式中「60日以内に、行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

第15号様式中「60日以内に行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

第17号様式中「60日」を「3か月」に、「第4条」を「第2条」に改める。

第19号様式中「60日以内に行政不服審査法第4条」を「3か月以内に、行政不服審査法第2条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。